

消防団安全管理マニュアル

令和3年 8月 3日制定

項目

	頁
第1項 総則	・・・ 1
1 はじめに	
2 安全確保 10 則	
第2項 平常時	・・・ 1
1 安全管理の事前対策	
2 貸与品及び資機材管理	
第3項 消防団員の権限等	・・・ 2
1 消防団員の権限	
2 緊急自動車について	
3 緊急自動車走行時の注意点	
第4項 指揮命令系統と任務内容	・・・ 3
1 火災出場時	
2 水防出場時	
3 震災出場時	
4 その他の災害出場時	
第5項 火災出場と活動時の安全管理	・・・ 4
1 ポンプ車運転 10 則	
2 出発から現場到着まで	
3 現場到着時	
4 現場活動時	
5 林野火災時	
第6項 水防活動時の安全管理	・・・ 6
1 災害の種類	
2 出場基準	
3 水防活動	
4 安全管理	
5 退避判断基準	
第7項 震災時の安全管理	・・・ 8
1 活動準備	
2 活動内容	
3 安全管理	

第1項 総則

1 はじめに

消防団員は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、消火・防災活動はもとより、平常時の啓発活動など幅広い分野で地域防災の要として重要な役割を果し、これまでも地域密着性や即時対応力そして大きな要員動員力を有して様々な災害から市民を守ってきた。しかし近年は建築物の構造の変化や異常気象に伴う自然災害による甚大な被害が多く発生するなど危険性や状況変化が著しく、高度な戦術が要求されるようになってきた。これに伴って危険要素が数多く存在する災害現場ではより適確な安全確保が必要になる。

そこでこれらの災害現場で消防団員が安全、迅速かつ効率的に活動し事故の絶無を期するために本マニュアルを策定するものである。

本マニュアルにおいて明確化した安全対策が災害現場で確保されるよう願うものであるが、なにより団員一人ひとりが常に安全に対する配慮と確認を意識しながら任務を遂行してほしい。

2 安全確保10則

- 1) 安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策である。
- 2) 災害現場は、常に危険性が潜在する。安易に慣れることなく危険に対する警戒心を緩めるな。
- 3) 部及び団員が指揮者の掌握から離脱することは、重大な事故につながる。独断的行動を慎み積極的に指揮者の掌握下に入れ。
- 4) 危険に関する情報は、現場の全団員に迅速に徹底せよ。危険を察知したものは、直ちに指揮本部に報告し、緊急の場合は周囲に知らせて危害を防止せよ。
- 5) 興奮、狼狽は事故の土壌になる。どんな活動環境においても冷静さを失うな。
- 6) 機器及び装備に対する知識の欠如は、事故を誘引する。各種資器材の機能、性能限界を明確に把握し、安全操作に習熟せよ。
- 7) 安全確保の基本は、自己防衛である。自己の安全は、まず自身が確保せよ。
- 8) 安全確保の第一歩は、防火着装に始まる。安全な着装に常に心がけよ。
- 9) 安全確保の前提は、強靱な気力、体力にある。平素から激動に耐え得る気力と体調を持続せよ。
- 10) 事故事例は、かけがえのない教訓である。内容を詳細に把握し、行動の指針として活かせ。

第2項 平常時

1 安全管理の事前対策

(消防の任務)

消防組織法第1条

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

任務遂行にあたり以下の事前対策に努める。

- 1) 災害現場活動を的確に遂行するため、日頃から厳正な規律及び健康の保持、気力、体力の練成に努める。
- 2) 装備機材を安全に使用するため、使用方法に習熟しておく。
- 3) 災害現場での安全行動を確保するため、警防調査を積極的に行い警防活動の実態を把握し、その周知徹底を図る。
- 4) 団員幹部は、現場活動時においては、気象、地理、消防力及び情報を基にして、大局的な判断と勇敢な指示が行えるように努める。
- 5) 災害現場活動における危険を回避するため、訓練をとおして日ごろから安全教育を行う。
- 6) 災害現場活動を有効かつ安全に行うため、常に協働の精神を培う必要がある。
- 7) 火災時はヘルメットや長靴、革手袋等を着用する。
- 8) こまめな水分摂取に努める。

2 貸与品及び資機材管理

災害発生時の迅速な消防活動のためには、車両や資機材の維持管理に努める。

- 1) 車両や資機材の適正管理に努めるとともに、訓練等も随時行う。
- 2) 車両や資機材は消防活動の安全運行に欠かせないものである。毎月1回以上は作動試験や運行試験を実施し有事の際に迅速に対応できるように努める。なお異常を発見した場合は速やかに防災危機管理課へ報告する。
- 3) 有事に備えて車両や資機材に使用する燃料の予備は適宜準備を行う。

第3項消防団員の権限等

1 消防団員の権限

消防団員には任務遂行にあたり、必要な権限が与えられている。十分に理解して有効に活用する。

情報提供 消防法第25条3項	火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。
緊急自動車の特例 消防法第26条 道路交通法 第39条・第41条 第71条・第72条 第75条 道路交通法施行令 第12条・第27条	ポンプ車が火災の現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。 ○2 ポンプ車の優先通行については、道路交通法（昭和35年法律第百五号）第40条、第41条の2第1項及び第2項並びに第75条の6第2項の定めるところによる。 ○3 ポンプ車は、火災の現場に出動するとき及び訓練のため特に必要がある場合において一般に公告したときに限り、サイレンを用いることができる。 ○4 ポンプ車は、詰所等に引き返す途中その他の場合には、鐘又は警笛を用い、一般交通規則に従わなければならない。 （下記に詳細記載）

緊急通行権 消防法第27条	消防団は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
消防警戒区域の設定 消防法第28条	火災の現場においては、消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。
緊急措置権 消防法第29条	消防活動に必要があるときは消防対象物やその土地を使用、処分使用の制限ができる。 緊急の必要があるときは、火災現場付近のものに消防活動の協力を依頼し従事させることができる。

2 緊急自動車について

◆緊急自動車の三要件（道路交通法施行令第14条）

- 1) 緊急の用務（消防活動・災害等）であること。
- 2) 運転中であること。
- 3) 赤色の警光灯を点し、かつサイレンを鳴らしていること。

※車両が停止中、災害現場からの引き上げ時、訓練中等は、緊急自動車の三要件を満たしていないため、特例を受けることはできない。

3 緊急自動車走行時の注意点

- 1) 緊急自動車で、交通事故が最も多発する場所は「交差点」です。赤信号、見通しの悪い交差点は必ず一時停止、左右の安全確認が大切です。
- 2) 任務の安全な遂行を最優先し、特権意識は排除しましょう。
- 3) サイレンは、他の車両には、緊急自動車が一番接近するまで聞こえません。聴覚障害者は、サイレンの音が聞こえない又は聞こえにくいいため、緊急自動車の発見が遅れることがあります。緊急自動車の走行時は、聴覚障害者の歩行の安全確保に努めてください。

第4項指揮命令系統と任務内容

（消防団の指揮命令系統） 消防組織法第18条第3項 消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

1 火災出動時

火災出動時の指揮系統や任務内容は下記のとおりとする。

役職	任務内容
団長	消防団全体を統括し、総括的な指揮監督をする。
副団長 (分団長)	分団を統括し、指揮監督を行う。 消防団指揮本部の運営を行う。 常備消防本部指揮隊と連絡調整を行い、活動方針を決定する。
副分団長	副団長（分団長）を補佐し、消防団指揮本部内の連絡調整を行う。 管轄する部を統括し、指揮監督を行う。

部長	部を統括し、団員を指揮する。
副部長	部長を補佐し、部内の連絡調整を行う。
班長	部長を補佐し、団員の安全管理について指示する。
団員	上級役職者の命を受け、その任務に従事する。

2 水防出動時

水防出動時の指揮系統や任務内容は下記のとおりとする。

役職	任務内容
団長	消防団全体を統括し、総括的な指揮監督をする。 消防対策部と連携し、各活動の方針等を決定する。
副団長 (分団長)	分団を統括し、指揮監督を行う。 分団本部等（現地対策本部）の運営を行う。 各活動の情報を整理し、団長及び消防対策部への報告を行う。
副分団長	副団長（分団長）を補佐し、分団本部等（現地対策本部）内の連絡調整を行う。 管轄する部を統括し指揮監督を行う。
部長	部を統括し、団員を指揮する。 各活動の情報を整理し、分団本部等（現地対策本部）への報告を行う。
副部長	部長を補佐し、部内の連絡調整を行う。
班長	部長を補佐し、団員の安全管理について指示する。
団員	上級役職者の命を受け、その任務に従事する。

3 震災出場時

水防出場時に準じてこれを行う。

4 その他の災害等の出動時

団長及び副団長（分団長）の指示のもと、柔軟に対応すること。

第5項 火災出場と活動時の安全管理

1 緊急車運転10則

- 1) 交差点では信号、標識の有無に係わらず必ず徐行し安全を確認して進行せよ。
- 2) 曲がり角、横断歩道、狭隘路では徐行せよ。
- 3) 交差点、曲がり角、横断歩道、狭隘路では追い越し追い抜きをするな。
- 4) 降雨、降雪時は高速運転、急制動をさげよ。
- 5) 右側通行は努めてさげよ。
- 6) 警光灯、前照灯を点灯しサイレンを連続吹鳴せよ。
- 7) サイレンに頼ってはならない。サイレンは相手に聞こえないと思え。
- 8) 上席団員は安全進行の責任者であることを忘れるな。

- 9) 安全に停車し、上席団員の合図を待って降車せよ。
- 10) 後退は同乗者の降車誘導によって行え。

2 出場から現場到着まで

- 1) 消防車で出場する場合は、原則2名以上とし上席団員は安全管理に努める。
- 2) 道路交通法規を遵守する。
- 3) 個々に災害現場に向かう場合は、一般車両と同様に交通ルールを厳守する。
- 4) 自家用車で現場付近の駐車は、消防車両等の進入や活動に障害にならないようにする。
- 5) 私服で安全な装備をしていない場合は、無理な活動は行わず後方支援にあたるなど上席団員の指示に従い活動する。

3 現場到着時

- 1) 水利部署や通行の妨げになる道路に停車する場合は、車両のハザードを点灯し、駐車ブレーキを確実に作動させ、車輪止めを使用する。
- 2) 火災現場では、二次災害を防ぐため風上などの危険の少ない場所に停車する。
- 3) 団員は上席団員の合図があるまで下車しない。
- 4) 後続車や歩行者の有無を確認してからドアを開放する。
- 5) 車両を移動する場合は、必ず周囲を確認し誘導員を配置して行う。
- 6) 吸管操作は原則2名以上で行う。ねじれをとりながら安全な場所へ吸管を伸長してから水利へ投入し、周囲に水利が分かるよう照明やカラーコーン等で表示する。
- 7) 可搬ポンプは平らな場所に設定し、必要ならロープで固定する。
- 8) 機関員は、「放水始め」の伝令を確認してから送水する。無線が混信している場合は無線を使用せず必ず伝令で行う。
- 9) ホース延長時は、伸長方向を確認し歩行者や障害物に注意する。
- 10) 夜間、マンホールや自然水利に部署した場合は、安全確認ができるよう水利に照明をあて二次被害防止を図る。水利付近に歩行者がある場合は団員を配置する。

4 現場活動時

- 1) 原則として2名以上で筒先を担当する。余裕ホースを十分にとり移動や危険時に退避が速やかに行えるようにする。
- 2) 放水中は筒先から目や手を絶対に離さない。
- 3) 石造、レンガ造は倒壊の危険があるのでむやみに進入や接近しない。
- 4) 火に煽（あお）られたモルタル外壁は非常に脆くなり、剥離や落下を起こす危険性が非常に高い。
- 5) 鋼鉄製の部材が使われている火災建物においては、熱により鉄製部材の変形が起こり、これにより家屋が崩壊するという危険が発生する。
- 6) 屋根に積雪がある場合は、延焼建物以外の屋根からの落雪にも注意する。
- 7) トタン板の剥離作業は、釘が残っており踏み抜きには注意する。
- 8) 消火活動は、筒先統制が行われているので、上席団員や常備消防の指示に従う。
- 9) 梯子を登降する場合は、梯子を確保するか先端をロープなどで固定する。
- 10) 放水した水が凍結し、滑りやすくなる。

11) 電気配線やソーラーパネルは感電の危険があるので注水や接触を避ける。

5 林野火災時

- 1) 延焼速度が速いため風下側への筒先配備に心がける。
- 2) 飛び火による火点の拡散を警戒しながら複数人で行動すること。
- 3) 自然水利の有効活用と中継態勢を構築するために複数の小型動力ポンプの出場に努める。
- 4) 燃料の確保に努める。
- 5) 小型動力ポンプは安定した地面に配備する。不安定な場合はロープなどで固定し団員はその場を離れない。
- 6) 消防団指揮本部の指示命令に従うこと。

第6項 水防活動時の安全管理

水防については、水防法第3条で市町村の責任を明記するとともに消防組織法第1条で消防団が対応すべき災害として「水火災又は地震等の災害」との明記がため、多くの市町村で消防団が水防団を兼務している。

(市町村の水防責任)

水防法第3条

市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

1 災害の種類

- 1) 崖崩れ
雨水や雪解け水などの地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちること。
- 2) 土石流
山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象のこと。
- 3) 地すべり
山腹など比較的なだらかな斜面で発生し、弱い地質と降雨、地震などの影響によって、滑りやすい地層を境に地面がそっくり滑りだす。
- 4) 洗堀（せんくつ）
激しい川の流れなどにより、堤防の表法面の土が削り取られること。
- 5) 破堤（はてい）
堤防が壊れ、増水した川の水が堤内地に流れ出すこと。
- 6) 洪水
大雨や雪融けなどによって河川流量が普段より増水したり、氾濫すること。
- 7) 浸水
洪水による氾濫によって住宅や田畑、道路が水に浸ること。
- 8) 湛水
浸水後、長期にわたって水が引かないこと。

2 出場基準

- 1) 大雨警報や洪水警報が発令され、団長から参集命令が出されたとき。
- 2) 土砂災害警戒情報や避難指示（高齢者等避難を含む）が発令されたとき。
- 3) 市又は消防本部より出場の要請を受けたとき。

3 水防活動

- 1) 住宅への浸水のおそれがある場合は、積み土嚢により浸水を防ぐ。
- 2) 河川等を中心に水位、堤防の亀裂、漏水などの巡視警戒を行う。
- 3) 土砂災害計画区域を中心に崖崩れ、土石流、地すべりなどの巡視警戒を行う。
- 4) 消防団本部の指示により、避難指示（高齢者等避難を含む）が発令された区域の居住者、滞在者、その他の者の避難誘導を実施する。
- 5) 浸水状況によっては、垂直避難（上階への避難）を促す。
- 6) 崖地が近接している場合は、崖と反対側の部屋などへの避難を促す。
- 7) 車両での通行が危険と判断した場合は警戒区域を設定し、立入規制を行う。

4 安全管理

- 1) 河川等を巡視する場合は、必ず2名以上で活動し、決壊等の事態急変に備え退路を確保すること。
- 2) 河川等に接近した活動が必要な場合は、命綱等により落下や転落防止の措置を行うこと。
- 3) 崖地及び急傾斜地付近を巡視する場合は、必ず2名以上で活動し、落石や土砂崩壊の危険があるので、真下に位置しないよう注意すること。
- 4) 消防車両で巡視する場合は、赤色灯を点灯し警鐘を鳴らすこと。
- 5) 危険箇所での監視員の配置や夜間は照明を積極的に活用すること。
- 6) 危険箇所は、速やかに分団本部等（現地対策本部）に通報するとともに対応について指示を受けること。
- 7) 災害の予兆現象が見られる場合は、市民の避難、自隊の退避及び車両の移動を至急行うこと。

5 退避判断基準

避難指示が出た場合は、地域住民への広報と避難誘導を行いつつ消防団員自身も退避を行うが、現場活動において以下の前兆現象が見られた場合は、上席者からの指示の有無に関わらず、作業を中断し退避すること。

1) 河川警戒時

（前兆現象）

- ・ 洗掘箇所が特に濁ったり、堤防に亀裂が生じたとき。
- ・ 堤防法面の崩れが天端まで達しているとき。
- ・ 堤防からの漏水の水量が多く、濁っているとき。
- ・ 漏水に泡が混じった状態のとき。（破堤の危機が迫っている。）

2) がけ崩れ警戒時

（前兆現象）

- ・ 湧水のない崖の途中から湧水が噴出し、または山腹からの湧水が急激に増減し、その水が濁っているとき。（湧水が止まった時は、崩壊の危険性が大きい。）

- ・降水量に変化はないが、溪流の水が急に増減したとき。
- ・崖や山肌の岩石が崩れ落ちるとき。
- ・崖上に亀裂、水濁りが生じたとき。
- ・家のきしむ音、木の根の切れる音、地鳴りがするとき。

3) 土石流

(前兆現象)

- ・腐った土の匂いがするとき。
- ・山鳴りがするとき。
- ・根切れの音がするとき。
- ・沢の水が濁ったり 流木が混ざったりするとき。
- ・雨が降り続けているのに川の水量が急激に減少したとき。

4) 地すべり

(前兆現象)

- ・崖や 山間部 の 斜面から水が湧き出たり、地面にひび割れができたとき。
- ・地面の一部に凹凸ができたとき。
- ・山の立木が不揃いになったり、井戸の水が濁るとき。

第7項 震災活動時の安全管理

大規模な地震発生時は、同時多発的に火災、人命救助の事案が広範囲に発生する恐れがあります。自分の命を守るにより、その後、多くの命が救えることを認識し、自己及び家族の安全を最優先する。活動可能な場合は参集出場するとともに、人命救助事案、火災事案を優先して対応する。

なお、本マニュアルに記載された内容に加え、『南アルプス市消防団地震警防計画』を参照すること。

1 活動準備

1) 詰所等に参集（自己及び家族の安全が確保された場合）

- ・参集途上において、道路状況、住民の避難状況及び火災の発生状況等可能な範囲で情報を収集すること。
- ・詰所に参集した団員は、建物の周囲を見渡し、倒壊の危険がないことを確認したうえで立ち入ること。

2) 状況確認

- ・詰所への団員参集状況や参集時に得た情報について簡易無線機等を利用し、分団本部等（現地対策本部）又は消防本部（消防対策部）へ報告すること。

2 活動内容

1) 状況調査

携帯カメラ等を活用し被害状況を記録し、収集した情報は逐次、分団本部等（現地対策本部）又は消防本部（消防対策部）へ報告すること

- ・人的被害の状況
- ・道路、河川等の被害状況
- ・家屋の倒壊状況
- ・消火栓、防火水槽等の被害状況
- ・地域における安全な場所

2) 消火活動

- ・大規模災害時には、同時多発的の火災発生があり、消防力が分散され、更に

道路、橋梁等の損傷により応援部隊が対応できないことも想定されることから、自身の退避経路を確保しつつ、安全を確認した上で消火活動を行うこと。

- ・火災が延焼拡大し、火災の制圧が困難な場合は、住民の避難誘導を優先すること。

3) 救助活動

- ・救助活動は、人命の救助を優先して行うこと。
- ・救命措置を必要とする人を優先して救出すること。
- ・現場付近全体の安全確認のため、監視員を配置することが望ましい。

4) 避難誘導

- ・車両の拡声装置等を活用し、避難する方向又は方法を示し、冷静沈着に行うこと。
- ・高齢者や障がい者など、災害弱者の避難誘導にあたること。

3 安全管理

1) 余震による危険

大規模地震後は余震が発生し、これに伴う建造物の崩落、倒壊、落下の可能性がある。安全を確認してから侵入や接近をすること。

2) 建物倒壊による危険

大きな揺れを受けた建物等は、倒壊の可能性が著しく高くなるため、安全を確認してから侵入や接近をすること。

3) 地割れ等による危険

地震により道路状況が悪化している場合がある。消防車両で移動する場合は、走行速度を落とし、道路状況に対応できるようにすること。

4) 感電の危険

電柱等の倒壊による電線の切断、家庭用ソーラーパネルや蓄電池などからの漏電に注意し、放水及び接近は控えること。